

四
發行方法の適用
三
の法規の適
二
の法律及
一
の法律及び
行
成
件
二
等
十
七
年
次
年
八
行
成
令
第
三
十
七
年
号
告
示
省
令
國
財
務
債
省
告
示
第

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ
方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

二債要億つ定う額
条のな三いにち面
第発財千て基、金
一行源二はづ財額
項のの十、き政で
の特確万額発法一
規例保円面行第兆
定にを、金し四九
に関図財額た条百
基する政で利第十
づるた運九付一三
き法め營百国項億
発律のに十債の円
行第公必九に規

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を圃別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

發別にご務後格競
行參よと大に競争
一加るに臣行争入
と者発応がわ入札
い・行募各れ札發
う第へ限國るの行
。II以度債入募
非下額市札入と
価一を場でのい
格國定特あ決う。
競債め別つ定一
争市る參てを及
入場も加、しひ
札特の者財た価

七

口 イ
払

行争非者特国入価込
入価・別債札格金
札格第参市発競金
発競I加場行争額

行争非者特国行争非者特国
入価・別債札格
札格第参市
発競II加場

千円一
百兆
三
億
千
百
五
十
二
万
円

千円一
百兆
三
億
千
百
五
十
二
万
円

でた条特
千利第別
二付一會
百国項計
九債のに
十に規関
五つ定す
億いにる
円て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し六

でた条特十面行十億はき第十金し
千利第別万金しニニ、發四万額た
七付一會円額た條千額行十円で利
十國項計で利第四面し六、五付
六債のに千付一百金た條特百國
億に規関百國項八額利
円つ定す七債の十で付一會十に
億いにる十に規万八國
て基法億つ定円千のに億い
'づ律四いに、二規關九て
額き第千て基同百に定す千は
面發四面發四六はづ法二つにる八、
金行十金行十百、き第十一基法百額
額し六額し六四額發六八てづ律六面

十
十
三二

十
十
口イ一
發

九
八
ハ

の経利入価・別債行争非者特国入価發
払過札格第参市及入価・別債札格行行
込利發競Ⅱ加場び札格第参市發競価
み子率行争非者特国發競I加場行争格日

替額最
低行争非者特国
額入価・別債
面札格第参市
位金發競Ⅱ加場

(+) 年
む十式は一
も号に、募・
のによ払入三
と規り込決パ
す定算金定し
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

二額五額
錢面錢面
金以金
額上額
百の百
円そ円
にれに
つぞつ
きれき
百の百
二応二
円募円
五価四
十格十
平す額の振
成るの記替
二。整載法
十数又の
七倍は規
年記定
八年金録に
八月額はよ
二に、る
十日よ最振
日る低替
も額口
の面座
と金簿

十
十
七
六

償
還
金
額
償
還
期
限

平
成
利
子
四
支
額
十
支
百
支
年
日
に
六
う
以
つ
月
。前
き
二
六
各
百
月
支
円
日
間
に
期
月
属
に
す
お
十

十
五

後
の
利
期
予
以

十
四

初
期
利
子

規下は払し払平
額定、期た期成る金受居にあ者債乗金にの口るに
 $\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100 \times 2}$ 次そが金と二。額け住よるがをじ額よに座も係發
する号の銀額し十
期及翌行を、七
日び営休支次年
に第業業払の十
つ十日日う算二
い六にに。式月
て号支當たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
いへと、算を
て以き支出支

(二)
規下は払し払平
定、期た期成る金受居にあ者債乗金にの口るに
する者り場非發たにりつにのる行
を所又算合居行金百算い記と所時
控得は出に住時額分出て載し得に
除税外しは者にへのしは又て税お
すの国た、又おた二た、は振がい
る税法金前はいだ十金前記替源て
こ率人額記外てし・額記録口泉、
とをがに(一)國取、三か(一)さ座徵そ
が乗適當の法得当一らのれ簿収の
でじ用該算人す該五當算る中さ利
きたを非式である國を該式ものれ子

額面金額の総額 $\times \frac{1.3}{100 \times 365}$

二十九十八

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財務日本行
成大臣銀行
二十から
七年八月通知を受
十七年八月二十日受けた者
年八月二十日